

発議第 8 号

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者 木津川市議会議員 西山幸千子

賛成者 木津川市議会議員 森本 茂

賛成者 木津川市議会議員 山本しのぶ

賛成者 木津川市議会議員 福井 平和

核兵器禁止条約の 1 月発効の決定に際し、被爆国としての役割を今こそ果たすためオブザーバー参加を国に求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第 9 9 条及び木津川市議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出します。

核兵器禁止条約の1月発効の決定に際し、被爆国としての役割を今こそ果たすためオブザーバー参加を国に求める意見書（案）

10月24日、中米ホンジュラスが核兵器禁止条約（以下、本条約という）を批准し、発効要件である50カ国の批准の要件が満たされました。その結果、本条約は90日後の来年1月22日に、発効すなわち国際条約の法的な効力を持つことが確定しました。

そもそも2017年7月7日に採択された本条約は、国連加盟国の6割を超える122カ国の賛成により採択され、多くの国が核兵器廃絶に向けて明確な決意を表明したものであり、署名開始から3年を経て発効要件に達したこと、広島・長崎の原爆投下から75年の節目に、「核兵器の非人道的で違法」なことが国際的に認定されたことは、唯一の戦争被爆国日本にとって、さらには広島・長崎被爆者の長年の思いがつながり、核軍縮への新たなページが開かれたこととなり、大変喜ばしいことです。

本条約発効から1年以内に、条約の締約国会議が開催され、運用などについて検討されていきます。政府は、安全保障環境から批准が難しいとの事ですが、政府には核廃絶のゴールを共有する条約の賛同者とともに、その理念を広げる国際的な役割があるはずです。同会議には、条約に加盟していない国やNGOなどもオブザーバーとして参加可能であり、今こそ、日本は核兵器禁止条約の締結国と核保有国との対話を促す役割を発揮する時です。

唯一の戦争被爆国として、日本は国際的に注目を集めています。核兵器を使用することは、人間として許されないこと、これが日本の出発点であるべきで、核軍縮、核兵器廃絶は不可能なことではありません。

日本が締約国会議や検討会議に参加し、核廃絶の議論に耳を澄ませ、核に依存しない国々の思いや声を拾い上げ、そして、それを核の傘に依存する国々へ伝えるための架け橋の役割が国際社会から求められており、被爆者を含む全ての人の願いに応えることとなります。

よって、本条約へのオブザーバー参加に向けて、日本が真剣に取り組むことをここに、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日

木津川市議会議長 山本 和延

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣